

# 処分基準

年 月 日作成

法令名 : 古物営業法
根拠条項 : 第24条
処分の概要 : 古物営業の停止命令
原権者(委任先) : 都道府県公安委員会(方面公安委員会)
法令の定め :
処分基準 : 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問い合わせ先 :
備考 :